

光が丘第八保育園民間委託化対策協議会（第16回）要点記録

平成17年7月30日（土）

於：光が丘体育館

文体はすべて「である」体、または体言止めに統一する。

区管理職以外は、保護者・区議会議員も含め、個人名を表示しない。

文中、「保護者側出席者」は「保護者」、「保護者側司会」は「司会」、「光が丘第八保育園」は「光八」と表記する。

司会 第16回の協議会を始める。

（双方委員自己紹介）

司会 まず、区側から説明があった対応策について、保護者としてのスタンスを協議会の場で宣言したいということなので、保護者側から願います。

保護者 光八の保護者のスタンスを冒頭に宣言という形で話したい。まず、この協議会の意味だが、この協議会を行っているのはあくまでも子どもたちのため、子どもたちの安全と安心を守るために行っている。保育の質を切り下げのための議論に賛成しているわけではない。それから、協議会というものを曲解しているという感じを前回受けたが、協議とは、話し合って決めることであって、一方的に区の説明を受けて、保護者の話は聞いた、でも、それを一切受け取ることなく決めるのであれば、それは説明会と同じである。去年の夏から3回説明会を行ったのに我々は説明会を受けないと宣言している。だから、一方的な説明を受けるだけ、話し合って決めることはないという協議会は協議会ではないということを確認してほしい。

保育の質について申し上げる。前回の協議会で、総体としての保育の質を守るという言葉が出たが、区が最初から約束したことは、現在の光八の保育の質を維持する、総体という言葉ではなく、現在の光八の保育の質を維持するということでもともと光八の話が始まっている。総体という言葉をつけることによって、その保育の質自体を、範囲を意識的に広げたりすることはやめていただきたい。これは今までそもそも我々の掲げてきた協議会における合意や、その他の議論を一切無視したことであるということも申し上げる。したがって、最初の話と同じになるが、光八の保育サービスの質の一方的な切り下げにつながる議論を我々は受け付けられない。

公正な議論のために1つ申し上げる。我々はこれからも、今回の民間委託問題に関する公平な議論を進めるため、特定団体と通じることはしてこなかったし、これからもするつもりはない。その件については、政治的対立を協議会の中に持ち込まないためにも、今後一切議論はしないということも申し上げる。

最後に、現在、事業者選定が始まっているという話を聞いているが、保護者は、その選定に対しては一切合意していない。改めてもう一度申し上

げるが、区が独自で進めている事業者選定に関して、保護者は一切合意していないということを確認していただきたい。以上だ。

司会 　とりあえず議論するというのではなくて、保護者からスタンスを伝えるという範囲だ。では、特に区側からなければ、先の具体的な部分に入っていきたいと思うが、今の意見に対して何かあるか。

部長 　今、保護者からの宣言と受け止めるが、当然、区も区の考え方がある。今の宣言に対して区側の明確な対応はできないので、改めて対応する。

保護者 　それは、今の私たちの言葉に対して、反論を準備するということが。

部長 　反論になるか、区側の考え方を示すのか、いずれにしても、コメントについて改めて話すか否かも含めて皆様に考え方を話したい。

司会 　保護者側は、協議会の根本の話をしているつもりだが、その辺について再確認のために、次回協議会で文書をもってするという意味でよいか。

部長 　中身については、今、宣言をもらったわけだから、それに対してきちんと内容を確認しなければならない。その中で、区としての考え方を示すべき部分があれば、当然それは申し上げる。

司会 　保護者側はそれでよいか。次回協議会で区側から答をもらうということだ。

　前回までを振り返るが、まずは、合意事項があった。それに対して区側の考え方があった。どうもこの合意事項に絡んでいる総括文からの本当の動きになっているのか、それについて随分、前回議論し始めているところだった。まず、協議会の今後の目標としては、総括文から本当の対策、対応案というのを出示してもらったのに対して、本当にこれでいいのか、議論できたらと考えている。

　保護者側から何かあるか。具体的な区側のスケジュール、考え方などを示されたので、そこについて何か保護者側からあれば、願います。

保護者 　前回の資料にある選定会議について、従前の区で定めた選定委員会要綱に対して、整合性が非常にわかりにくい。行政の手続きとしての整合性を明確に示して、行政の手続きについて問題がないということをきちんと証明してほしい。文書で証明できないということであれば、しかるべき処置を考えたい。

　これに関して、不正な印象を我々は受けている。不正な手続きにもとづく選定を実施した場合、選定された事業者に対して悪い影響を与えるのではないかと危惧していて、この受けてしまった事業者も法令の遵守についても疑問をせざる得ないという状況だと思う。子ども向けのいろいろな商品を販売しているところ、本を出しているところ、子ども向けの事業をやっている事業者だ。小さい子どもを持つ皆様は、大変神経質になっていると思う。そういう印象を与えてしまうのは、事業者側に対しても非常に大きな損失を与える可能性がある。そういう損失を与えるにもかかわらず、

このような不正な手続きで選定を行おうとしているという判断を区長がしたのだろう。それに対する訴訟を企業から起こされかねない。そういう補償まで考えてこのような判断をしているのかどうか、伺いたい。

課長 選定委員会は、設置要綱で設置をして、選定委員の委嘱をして、開いてきた。その要綱については皆さんに示している。選定会議については、前回の全体協議会で、要綱ではないという話はした。内部の意思決定手続きを踏んで、選定会議という形で立ち上げている。そういう中で、事業者選定するという目的の中で選定会議に立ちあげた。区としては不正な手続きという認識をしているわけではない。

本部長 課長の言ったことを補足する。そもそも選定委員会でこのような結果になったことを受けて、区側として選定会議を設けて、選定手続きをしている。不正な印象を受けるという話があった。どういう意味なのかよくわからないが、プロポーザルに応募いただいた事業者の中から、選定委員会で選ばれれば私どもは思っていたが、遺憾ながらこういう結果になった。したがって、区の責任において、この4つの事業者から改めて選定会議で選定するということである。4つから最もふさわしい事業者を選定会議という手続きで選定するということになるかもしれない。

コンプライアンスの話があった。不正な印象を受ける手続で事業者を選定したとすると、その事業者はマイナスなイメージを受ける。場合によっては、その事業者から区が訴訟を起こされかねない。そんな話だ。私ども、不正なことでは全くない正当な手続きだと思っているので、仮に不正な印象ということで、そういう話が、まさか皆様がそういう対応をされるとは思わないが、そのようなことで仮にあるとするならば、逆に、区としてはいろいろな意味で考えなければならない。本来、選定委員会において、この段階では選定されていたはずの事業者を新たな区の責任において選定会議の中で選定するので、そのようなことは断じてない。不正であると言うならば何が不正なのか、その根拠を逆に示していただきたい。

保護者 先ほどから本部長は、選定委員会で選ばれなかったことが遺憾であるということを言っている。選定委員会は、私たちと区で合意した選定基準によって判断されているわけだが、その点で、その基準を超えられなかった業者が落とされてしまうのは当たり前のことである。ノーベル賞とかいろいろな賞の中でも該当なしという結果はよくあることだ。一定基準に達していなかったならば、通らないというのは当たり前の話で、選定委員会で選べなかったから遺憾と言われること自体がおかしい。大学入試でも、最低基準点まで届かなかつたら、二次試験を受けられないのは当たり前の話だ。その基準に到達していないから落ちてしまった業者を、何で区がもう1回選び直すとその基準を超えられることになるのか。

本部長 選定委員会で選定基準に基づいて議論してもらい、最終的に6月26日

に結果として、意見が分かれて選定にいたらずという結論である。私どもは、皆さんと議論をして選定基準を作り、応募した事業者を皆様が推薦した3名の有識者を受け入れて5名の選定委員会によって選定をした。確かに短い選定スケジュールであったが、その中で最善を尽くしてもらうことで、皆様とスケジュールについても合意して、そこでするということである。

しかしながら、結果として意見が分かれ選定にいたらず、しかも、お三方は合意を無視して一方的に記者会見を開いた。自分の考え方を一方的に述べた。ということを含めて、区は3名との信頼関係はないと現在判断している。7月27日の議会の所管委員会でも、委員の質問に私どもから答えた。保護者の宣言の中で、「政治的な話はしない」という話があったが、ある特定政党の国政選挙に立候補された方がその中にいたという事実が後で判明したことについて、こういう事実を知った以上、ある特定政党の保育園の委託についての考え方が明白である以上、区としては、有識者3人は公平ということに疑問がつく方が入っていたと思わざるを得ない。したがって、選定結果についても、区としてもそのように受け止めざるを得ないと考えている。ということを含めて、区側の責任において対応しなければならないと考えている。今、大学入試やノーベル賞等々で選定基準に足りないのは落とすのが当たり前だと言われた。確かに選定基準を作り、それによって議論したのは事実だ。ただその選定基準に従った結果について、3人の中に必ずしも公平・公正でないという方が入っているということから、ただ単にノーベル賞あるいは大学入試の最低基準に達していないという議論ではとらえられない状況にあると思う。

したがって、区側として新たに選定会議を設けて選定をするということだ。最低基準以下の事業者だから選定されないのは当たり前だろう、という議論については、区としてはそのように理解できない。お三方は、結果として最低基準に満たなかったというが、区としてはそうではないという議論も委員としている。その結果について、区として受けることはできない。このことは、所管委員会における私どもの報告をした議論の中における多数の方の了解を得ている、という流れだ。

保護者 2点言う。1点目は、国政選挙に出たということで、その人の信条でもって議論が公正ではなかったと言えるのか。例えば私が信じているものを本部長が知って、私は公正でないとなぜ一方的に言えるのか。憲法違反ではないか。選定委員を選ぶときに、区は、政治的信条とか、信仰とか、個人的な情報を調べて、この人は公正だとか公平ではないと、調べること自体問題があるが、どう判断するのか。

2点目、最低基準については、私もお三方の記者会見を拝見したが、最低基準に満たなかったとしたのは3人ではなくて4人だ。5人中、4人だ。

本部長 1点目、同じ議論が所管委員会であり、思想調査の質問が出た。思想調査はしていない。しようとも思っていない。ただ、今回のケースで言うと、皆様が第三者的な立場で有識者を入れたい、こういう話だと理解している。つまり、その立場は、その問題について公平・公正というのは当然あると思う。だから、ある意味では、中立なお立場の方が推薦されると区としては考える。そうではない立場の、党の一員として国政選挙に立候補された。なぜ知ったかと言うと、7月13日のその党の機関紙に写真入りの記事が掲載されて、その段階で初めて知った。外から見た場合に、党を代表されて立候補された方が、公平・公正な第三者としては一般的には見られない。したがって、憲法違反とは考えていない。だから私どもは調べなかった。皆様から推薦された方が出された経歴だけだ。そのお三方をふさわしいということで区長が委嘱した。

2点目、最低基準に満たなかったのは3人ではなく4人だということが7月11日の記者会見で話があったとのことだ。私は直接聞いていないので、事実かどうかわからない。そういう話があったという前提で受けとめるが、6月26日の最終選考の議論において、順番に4業者について議論してきて、初めの3つの業者については30分くらいで終わった。残りの1社に対して3時間くらい議論したと聞いている。その中で意見が分かれた。有識者のうちの二方については最低基準に達していないからだめだという。区側の委員は、そうではなく、十分だという。もう1人の園長経験者は、評価についてはそうだが、区が十分にフォローすることによって、この業者ならばできる、いわゆる条件つきでGOという評価をした。そういうことで分かれたので、最後に委員長が、「要するに分かれている、したがって選定できない」ということで、まとまったと聞いている。

したがって、確かに園長経験者の委員の評価は、評点上はそうかもしれないが、それをもとにして最終的にどうするかという結論を出す議論においては、条件付でOKだ。こういうことで議論が分かれたと理解している。

司会 司会者の立場から、中立的に聞いているが、区側の言い分が弱いと感じざるを得ない。ここが区側の主張の核の部分であるならば、国政選挙に出られたとか、だから信条がどうのこうのというところが核のようだ。そうならば、だれが見ても、これはおかしいという意見を述べたという事実を保護者側に説明しないと、並行線のままだ。そう考えられるというだけだ。それを理由に区が責任を負うと判断しているのであれば、事実に基づく、だれが見てもやはりそうだ、確かにおかしいという事実を持って説明する義務があると思う。

(本部長から発言の再確認あり)

司会 選定委員会の中で、だれが見ても、私たちが見ても、そういう言い方はやはりおかしい、という事実があるからそう判断していると思う。それも

なしに、中身を確認されていないかもしれない。

保護者 選定委員会の中で、例えば論議を超えて、絶対反対だとか、そういう態度で臨んでいたのか。僕はその方は近所で付き合いがあって、普通の方で公正に判断をしてもらえると確信したので推薦した。本部長の言うことは「思われる」ばかりだ。選定の内部のことは、事務局もいたし、選定委員もいたのでそちらがよくわかっていると思う。実はこうだったということは、僕らはわからない。事実をもとに判断したい。何で信頼関係がなくなったのか、わからない。その二者間の話を、記者会見とか委員会でされたようだが、その間接的な情報をもとに判断せざるを得ない。一義的な事実が欲しい。それをもとに、何が悪かったから、何の基準に達していなかったから、こう改善すれば、その業者は行けるといえるものがほしい。それもなしに「区の責任で」と繰り返すが、区の責任はスケジュールではなく、保育の質を維持するだ。区の言い分と選定委員の言い分も、全部聞きたい。事実はどれで、どこを改善すればそうできると判断するとか、説明してほしい。わからない。

本部長 まず、事実ということなので、27日の区議会の健康福祉委員会における報告、論議は事実だ。結果としてこうなった、区の責任において選定会議を立ち上げる、という報告をした。それに対して、10人の議員で構成されているが、正副委員長を除いて8名の議員が発言した。それぞれから質問があった。私どもとしては大変な叱責を受けた。どうして特定政党の、国政選挙に立候補した方を、公平な立場という有識者として受け入れたのか、ということである。私どもはリサーチを一切しなかったが、何たるていたらくだ。区側の責任をどう考えているのか、と叱られた。つまり、第三者から見た場合に、昔の諺で恐縮だが、「瓜田に履を納れず」「李下に冠を正さず」ということだ。しかもその方が会長という立場だ。ということ、事実として言う。だから、区側としては、この件については責任を感じている、と議会で明確に言っている。

2点目、具体的にこの方が、選定委員会において具体的な論議があって、結果として選定に至らずということで、何かしたのか、ということである。私は選定委員ではないので、後で部長から話させるが、27日の委員会で、その特定会派の委員の質問に対して課長が、「そのプロセスにおいて、会長としての采配について、特段、問題はなかった。」と答えている。ただ、最終的な判断として、4業者に対する評価を含めて、どうしてこういうことなのか、と思っている。個々の委員の技能について、それを会長としてリードしたことについて、特段、問題はない、そのとおりやっていたと思っているが、結果として、その選定委員自身の業者に対する評価も含めて、「これは、やはり」と思ったのは事実だ。

部長 選定委員の1人として、他の選定委員がどう判断したか、補足意見を出

すということだったが、有識者3名については既に記者会見発表しており、私から何も申すことはない。総括表が選定委員会のまとめとしては全てだ。したがって、総括表の中で表された「それぞれの意見が分かれて選定にいたらず」という結論はまず受けて、その後、会長自ら、6月26日にどういう形で公表するかというしきりをしたときに、「総括表と、補足意見があれば補足意見をつけて出す」と言った方が自らが中心になって総括表が出る前に、補足意見のみを記者会見という手段で公表したという事実を重く受けざるを得ない。そこから翻って、区としては選定そのものの公正さに疑念を持たざるを得ないということだ。

司会 司会の立場から見て、区側の意見がまったく弱い。事実が出ないから、保護者側がどうしてもという疑問を一番にもつと思う。今の答は、6月26日までの経緯で、事実が一つもない。26日以降は、あるが。保護者側どうぞ。

保護者 事実ということで、情報公開請求をしている。選定委員会の選定結果表、その辺りだ。ぜひ、守秘義務に抵触しない範囲で、それについて公開してもらいたい。選定委員会の要点記録が残っていないということではいいか。

課長 選定委員会については、選定委員会の中で、非公開として議事録はとらないという形に決めたので残っていない。

保護者 今、1人の選定委員についていろいろ議論になったが、保護者としては、親の会の代表者、大学の先生、そういった方が不適格とした事業者について意見が割れた、そこが問題なのだ。光八の保育の質を維持できないと判断したにもかかわらず、それをねじ曲げようとするのが問題だと感じている。それに関して不正があると疑わざるを得ない、と冒頭申し上げた。

本部長 有識者お三方が共通して言っていることは、異様に短い期間の中で光八の保育の質を代替できる事業者を選定するということが土台無理というのが、補足意見の共通のお三方の意思なのかと私は読んだ。したがって、何のための選定委員会なのかということだ。選定委員会の初期に、大学の先生である会長が、公募期間が短すぎる、そのために民間の企業しか応募しない、最適な事業者を選ぶという目的に照らし、いかがかという問題が提起された。その方だけが問題提起したのではないようだが、第1回から第2回の議論になって、区側として、それに対して、選定委員会は応募された事業者から選ぶということが役割であり、区として再考する可能性はない、ということで、それでは「私は受け入れられない」ということで辞めたということが書いてある。

私は、期間のことをお三方が発言していることを含めて、委員で合意して、タイトではあるが、このスケジュールの中で応募事業者の中で、他の自治体で実績のある事業者が複数入っているわけだから、選ぶのがそもそも役目だ。箸にも棒にもかからない事業者では、当然、最低基準以前の

問題になるだろう。区は、そうは認識していない。お三方がそもそも引き受けたときのスタンスの部分で、はき違われたと認識している。期間が問題だ、だから、選べないという話ならば、そもそもお三方に話した段階で、そうならば引き受けられない、と言うのが筋だと思う。一旦引き受けて、その期間の中で選定するという中で、やはり期間がないからできないという話は、選定委員会の権限を越える話をされているという認識だ。

それと、一方的に私どもに何の連絡もなく、補足意見の公開という記者会見を行ったことで、区としてはもはや信頼感はないと再三申している。

保護者 今の発言の中で、他の自治体で実績があると言うが、年度途中の委託実績があるところが入っているということか。選定委員は、当然、年度途中の委託ということは知っている。

本部長 年度途中の委託の実績がある事業者はない。

保護者 ないのに、何でできるということになるのか。

本部長 4月に実施したかったが、やむをえず9月に延期した。9月に委託開始できる事業者をプロポーサル公募して、応募してもらった。その事業者が、他の自治体において実績があるということを行っている。

保護者 年度途中の実績がないのに、何でできると思うのか。保護者が不安になるのはそういうところだ。だから、選定委員の補足意見でも、年度途中の委託で時間がないということを盛んに問題にしているわけだ。すり替えないでほしい。年度途中が難しかったという不安がでていたのを、本部長は他で実績があると言うが、年度途中の実績はないわけだ。それなのにそれでも年度途中でもできる、他で実績があるという理屈だけで、実績がないものを実績があると偽って、どうしてできると言えるのかを聞いている。

保護者 他で実績があると言ったが、他の実績ではなくて、練馬区の保育の質を維持するのが大切だ。と同時に私たちからすると、光八の保育の質を維持して、それで民間委託を進めたいという話だと思っている。それを踏まえて回答してもらいたい。

本部長 話をすりかえているわけではなくて、年度途中、9月における委託実施については、応募した事業者に確かに実績はない。年度途中の委託という例は、きわめてまれで、おそろくないと思うが、区はそれを提案した。そのための事業者選定委員会を立ち上げることについては、皆さんも理解してもらっている。そのタイトなスケジュールの中で選定委員会を立ち上げて、そこで議論をしてもらおうということでお三方を推薦してもらった。5人の委員のなかで、3人を受け入れ、そこで公平、公正な議論がされるものと思っていた。

保護者 その目的は、現行の水準を守れる事業者を選んでほしいということをお願いしている。選定委員会の冒頭、そういうスケジュールだと現行の水準を維持できるような事業者が集まらないと言うのは、その目的から

して至極当然のことだ。そのために区が再公募しないから、結局辞めた方は、それでよい。他の方は、自分が課せられた任務のためにアドバイスをしている。今までに光八の保育の第三者評価機関を利用されたことはない。専門家としての常識からでる意見を、権限を逸脱しているとぼっさり切り捨てること自体、おかしいと思う。それで、委員会自体が流れたのならまだしも、きちんとやっているわけだ。

本部長 6月26日まで確かにやってもらった。その前の話に戻るが、確かに年度途中の委託を受けている事業者はないと思う。それが極めて異例だとお三方は言っており、そのとおりだ。区の立場としては、9月にせざるをえないということをお願いして、そのタイトなスケジュールの中で4つの事業者を対象に選考してもらった。年度途中の実績はないが、現状において他の自治体で評価をそれなりに受けている事業者が複数入っているの、年度途中であっても十分やれるということで、応募があったと思う。

保護者 どうしてやれると思うか、答えてもらいたい。初のチャレンジだ。本部長は、保育のプロか。

本部長 違う。

保護者 素人なのに、何で本部長は判断できるのか。お三方は、それが難しいと言っているわけだ。それなのに、無謀にもチャレンジして選べなかった。それでも本部長は、やれると言う。そう思う根拠を示さないから私たちは不安なわけだ。

本部長 私は、確かに素人だ。保育のプロではない。ただし、保育行政を統括する立場で言うと、プロだ。

保護者 保育行政のプロなら、子どもを危険な目に合わせていいのか。そう聞こえる。

本部長 そういうことを申してはいない。保育の実際のプロかと言われれば、保育士ではないから、プロではない。ただし、保育園を運営する保育行政を所管する立場から言うと、それは当然プロだ。そういうことで、私どもは答え、この場所にいる。

保護者 質問だが、保育行政としてのプロと、保育の現場のプロとは違うと思う。保育の現場を見ている専門家、有識者は、例えば親の会の代表とか、大学の先生だ。そういう現場の判断ができるという根拠を示してほしい。それに対して、行政のプロだからできるというのは答になっていない。これに関してはもう一度説明してほしい。

本部長 お三方を含めた選定委員の評価は、区としては残念な結果になった。私どもは、その結果については総括文以外の何ものでもないと思っているが、その結果を受けて、区として、区の責任において選定せざるを得ないということで、協議会でも話した。所管委員会でも話し、理解いただいた。私どもの選定会議、すでに発足している。現場を調査する調査部会は、保育

のプロを揃えている。その現場評価を私どもが受けて、それを踏まえて選定会議で4つの事業者の中から選ぶという考え方だ。

区としては、お三方の評価を踏まえて、総括文の表現以外のなにものでもないが、その評価に対して遺憾だということで、区の責任において対応する。私は保育の現場のプロではないが、保育行政としてはプロである。その上で現場の調査部会からあがってきたものについて他の3人の部長とともに判断していきたい。それは、区の責任としてやらざるを得ない。

保護者 当初、お願いしたとおり、従前の選定委員会の要綱と、現在の選定会議への行政手続について、整合性がある、明らかに問題はない、ということを中心に文書で出してほしい。要綱も作ったらいかがか。なおかつ、現地調査部会があり、選定する選定会議が設けられると思うが、それに対する意思決定の仕方はどうなっているのか。僕らから見ると、この選定の総括文に、いろいろ問題点はあるが、最終段のところに、「選定の最終段階において1事業者の受託適格をめぐって、選定委員の間で意見が分かれた」となっている。ここで、他の3事業者についての受託は不適であるという判断を既にされている。それに対して、もう一度現地調査部会を立ち上げ、選定会議を立ち上げて選んでも、こういう批判がでていながらもかわらず、そういうプロセスを改めてやったように見せる、とりあえず表向きに正しいことをやったと見えるようなやり方をしている。だから、文書できちんとその整合性、判断する仕組みについて示してもらいたい。

本部長 それは冒頭、宣言の中の1項目にあった。

保護者 違う。宣言の後に私が発言した分である。

本部長 そうだったか。冒頭の宣言の対応については、部長から文書で対応するかどうかを含めて次回という話をした。今の話についても、そういう形で引き取らせてもらうが、この場で議論して、十分理解いただくのが一番いいと思っている。

司会 保護者から文書でという形で来ているので、文書に代わるような詳しい説明があれば別だが、多分そこまではできないと思う。

保護者 選定委員会との整合性を含めて、文書形式で提出してほしい。すべての保護者に対してそれが周知できるようにお願いする。

本部長 選定会議は、当然ながら要綱で設置するので、区側としては所定の手続きをきちんと踏んで立ち上げている。それと、選定委員会の状況を踏まえて、その結果を受けて選定会議をするということについても明確にしているつもりである。区としては、選定委員会の意見が分かれ、選定することができなかったことを踏まえて、区側の責任として対応を行う。私が今話したことを文書として渡すことは可能だ。

保護者 話ではなくて、具体的にきちんと文書で示してほしい。

司会 簡単に言うと、要綱はこうだという話だ。従前の委員会との関係につい

て、ここをこう引き継いでいるという具体的なものも示すということだ。

本部長 まさにこの協議の場で私どもが話せばいい話ではないか。

司会 可能であれば話してもらって、また文書という形で残しておきたいというのが趣旨だと思う。

保護者 選定会議と現地調査部会を裏付けるものは何か。データがない。

(資料確認の発言を一部省略する。)

本部長 今、出ているのは19日の説明会に出した資料だ。その4番にスケジュールがある。この文書は、議会の所管委員会に27日に出した。逆に言うと、これと総括文しか出してない。今の話は選定会議の要綱でよいか。

保護者 選定会議をする、現地調査部会をもつ、というだけだ。具体的にどうということなのか、裏づけは何か、行政手続としてどういう手続きを踏んでいるのか。そういうルールを明確にしてほしい。公正性をきちんと保っているのを、わかるようにしていただきたい。

課長 行政の手続きで、最終的には決定権者が決定していくことになる。

司会 手続の経過を文書で教えてほしいと言っているだけの話だ。

保護者 それを口頭ではなく、きちんと示してほしいと言っている。今回、選定委員会でこのような結果になったのは、私たちも非常に残念だ。保育の専門家から見て、適格でないという結果が出てしまった。私たちも、選定委員会で選ばれるならば受けても仕方がないという意識はあった。それをやり直すならば、きちんと公平な形で示したらどうかということだ。

本部長 選定委員会の結果は、区として大変遺憾である。選定委員会の結果をねじ曲げるような形でという話があったが、区としてはそうでないと申しておく。本来、選定委員会で選定するものであり、当然そう思っていた。しかし、そうではない結果になった以上、区としてやらざるを得ない、ということで立ち上げた。手続について文書で示せ、ということなので、それについては、次回出すことは隼かではない。

保護者 さっきから選定のうえで必ず合格する事業者があるという確信があるような言い方だ。そうあって当然だというスタンスの話だ。おかしくないか。

本部長 何がおかしいか。

保護者 プロポーザルの内容について話したときに、どういう流れで話したかという、スケジュールが厳しいのは区側も認めていたので、そのスケジュールの短さによって生じるリスクを補うためにハードルを高くしたという事実があるから、他で実績があっても、最低基準に満たない可能性はあり得るということをもまず言いたい。

次に、どうも本部長の発言で短い難しいプロポーザルで、業者が来てくれたという印象を受けるが、第5回の協議会のときに、一度決まった園長の規定のところでは経験25年以上という合意だったが、次のときに、いろいろ厳しいので25年相当に変えさせてほしい、ということがあった。理

由を尋ねると、株式会社の事業者に聞いてみて「それは難しい」とのことだということだった。そこでいくつの事業者に聞いたのか、の問いに、3社という答だった。それは要点記録に残っているが、その3社というのは、今回残っている業者とはかぶるのか、確認をしたい。

また、総括表についてだが、なぜ7月1日にまとめなかったのか、これは抗議である。というのは、意見がまとまらなかった。意見がまとまらなかったという最後のところだ。意見がまとまらなかった経緯については、コメントで補足するのが最初から決まりだった。ここにこだわった結果、7月1日にまとめられなかった。そのため、7月9日の協議会は中止せざるを得なかった。7月9日の協議会は、どういう形であれ、選定委員会の結果を受けるという形で設定されていたので、そのときに総括表がなければ開けないということになった。プロポーザルの公募要領をまとめた際、我々は毎週、協議会をした。4月11日が公募開始日であったが、9日、10日と連日、協議会を開いて協力して、まとめあげた。スケジュールについては、我々の立場としては合意ではなく、確認という形だったが、職員配置と保育に対する考えと障害児保育に対する考え等を合意してきた。協力的に、安心できる形で民間委託に移行したいという気持ちで、すごくつらかったが、協力できることは協力していった。その私たちが協議会を中止せざるを得なかったのはすごく遺憾だ。事務方に、何で7月1日に強引にでもまとめてくれなかったのかと言いたい。そんなことがなければ今のごたごたした状態だってなかったわけだから、本当にそれは事務方の不手際だと遺憾に思っている。そういう状況であるので、他区でできているからということだけで、簡単には納得しづらい。

最後に、選定会議の透明性をどうにかしてもらわないと、安心して受けるわけにはいかないのと、7月1日に間に合わなかったことで、約束されていた障害児保育の研修を受けさせるということも相当難しくなっている。それについてはどうするのか、是非お願いしたい。

司会 3つという部分は質問なので、そこについて回答願う。

課長 第5回の協議会で私も記憶しているが、25年以上の園長の経験と同等の識見・能力という形にかえたほうがいいのではないかと区側からの提案をした。25年以上の園長経験者が実際にいるのかどうか、集められるのか、聞き取りを含めて状況を見たらうえて、この提案をしているという趣旨の話をしたかと思う。第5回の段階で、問い合わせがあったりした中で話があった事業者に対して、どういう形でプロポーザルを実施することが適切なのか、本当にいいのかどうなのか、聞いた記憶があるが、今の応募事業者がいるのかどうなのか、言うのは適切でないと思っている。

それから、総括表をまとめないのは事務局の責任だろうという話だが、事務局の責任といえば責任だ。

保護者 そこだけ補足する。スケジュールに余裕のある計画であればそれなりに伸びてしまうのも仕方がないが、区の提示している厳しいスケジュールがあるのに、そこでまとめられないのでは、話にならないということだ。

部長 選定委員会のまとめについては、選定委員の間でどうしても意見が合わなかった。これは事務局の責任ではない。事務局は一生懸命まとめようとして、文面を考えて、間に合うよういろいろと送っている。しかし、送ると送られてくる。私は委員だから言うが、事実と違う内容を書いてくる。それは違うだろう。当初の事務局の案がいいということになる。

保護者 それは、保護者はわからない。

部長 それはわかっているのであまり細かく言わないが、いずれにしても、最終形になるまでにやりとりをせざるを得なかった。これはお互いの意見がまとまるまで、総括文は練っていかざるを得ない性格だから、仕方がない話であったと思っている。最終的に合意できたものが、皆さんのお手元にある。区として、選定委員会のまとめとして考えている。

課長 事業者の保育士が区の障害児保育の研修を受けることについて、まだ事業者が決まっていなから、区の研修のスケジュールにあうかどうか、厳しいものがある。区のその研修のほかに、違う研修等も考えていかなければいけないと思っている。

保護者 選定委員も呼んで話を聞きたい。選定委員が記者会見を開いた理由も知りたい。何か怒らせるようなことを区側がしたのか。おかしい。事業者が決まっているのではないか。推測の話だ。

本部長 推測だという話なので、まさに推測だと思う。事業者は、応募している4社の中から選定会議において選定する。

課長 本部長の発言だが、4事業者ということで調査に入っていたが、現時点で1事業者が辞退の意思を表明したので、対象は3事業者というのが現時点の正確な数字ということで補足させていただく。

保護者 どうして辞退したのか、理由について教えてほしい。

課長 辞退の理由は会社の都合ということで、私もよく分からない。

保護者 話を戻させていただく。要綱の件だが、現在、もう選定しているわけだ。要綱が、今、出せない状況で、選定基準が我々に示されていない、明確でない、透明性が確保されていない状態で進めている。後づけでそれを出すのは、行政としておかしくないか。後づけで要綱とか基準が出てくるのか。選定作業が始まっているにもかかわらず。

本部長 手続等について、この場に文書として初めから出すべき、ということか。

保護者 区の対応として、最初に示すべきだと思う。

本部長 前回、選定委員会で選定されなかったが、区の責任で対応するというところを区的意思として言った。これは議会にも話し、理解いただいた。それを具体的に手続きとして、進めているということだ。要綱、要領として対

応するということだが、それについては、先ほど、次回文書で示せということであれば、用意すると言った。これはそもそも出すべきだという意見だが、区としては、区の責任で対応させていただかなければならないと、前回の協議会で話し、きょうのこの協議に臨んでいる。皆様の対応について真摯に話しているつもりである。

保護者 保護者はいつ合意しているのか。合意していない。

保護者 スケジュールもきちんと話をするという事になっている。選定スケジュールも協議していくという話になっている。

本部長 それは前回申したとおりであり、繰り返すが、区としては6月25日の合意事項は確かにそのとおりであり、それに従って、そのスケジュールを皆様に話している。ただ、この場における合意を得られればよいが、区としては区の責任でやらざるを得ないということを前回話した。区議会においても前回それを話して、今、手続を進めている。

保護者 合意を破るということだ。

本部長 破るということではない。

(錯綜した会話を一部省略する。)

保護者 前回の確認をするならば、本部長は、言葉の端々で説明会では話したと言っているが、そもそも選定会議の内容とか、メンバーとか、要綱もない、選ぶべき選定基準もない、スケジュールに関しても一切話はない。説明がそもそもまずない。説明会で話した当時の言葉の端々であっただけで、しかもそれに関して我々は納得もしていないし、合意ももちろんしていない。それで協議か。協議会で話せば協議か。

保護者 そうだ。何時間使っている、区がしっかりしてくれないからこんなに時間をいっぱい使う。しっかりしろ。去年からずっとだ。選定基準だって、ぱっとつくってそっちが出してくれば、僕らは、はい、と言え、それでおしまいだ。それを何で私らに作らせる。しっかりしていないからこんなにいっぱい時間を使っている。それで最後にうそをつかれて頭にくるのだ。わかるだろう。

(錯綜した会話を一部省略する。)

本部長 去年の経過について私は報告で聞いているだけなので、今の発言についてよくわからないが、そういう事実があったということ的前提として受けとめて発言する。私が責任者という立場できているので、いろいろな経過があったことを十分踏まえたうえで、今、この状況になっているので、私どもとしては、前回協議したと思っている。協議は合意を前提にするという考え方は当然あると思うが、区としては、選定委員会がこのような結果になったこと、なおかつ、選定委員会および委員1人に対する議会からのお叱り等を踏まえて、区の責任においてやらざるを得ないと思って、強い決意を持って前回話したわけである。

保護者 強引にやるなら、僕らだって協力できない。事業者がきたときにニコニコしながら一緒にやろうとはならない。行政の手続を放棄しているとしたか
思えない。どうして、地ならししないのか。

本部長 行政の責任があるがゆえに、この場に臨んでいる。話もしている。皆様の理解を得たいと思っている。

保護者 誰に対しての責任か。

本部長 私どもは保育行政を全体的に進めるという意味での責任がある。

保護者 だれに対しての責任か、と聞いている。我々は区民だろう。光八の保護者への責任も果たせないで、どうして区民に対する責任を果たせるのか。なんで勝手にやるのだ。簡単なことを言っている。協議会の場で話せば、協議というのか。

保護者 回答をお願いします。

本部長 私どもは、保育行政を進める立場である。保育行政に責任を持つ立場である。これは明確にさせていただきたい。ゆえに、区として保育行政を、効率的にニーズに対応していくという目的のために、行政改革として委託という形で目指している。行政改革は目的ではなく、手段である。同年代の子ども20%が保育園に行っている。0から5歳までの80%は在宅および幼稚園に行っている。そういう方々の子育て支援ニーズを責任持って対応しなければならない。年額1,900億の予算のうち、健康福祉事業本部は44%の予算だ。その中で、区立保育園の経費160億は、大変多額だ。私どもとしては、待機児解消という保育ニーズへの対応、延長保育、病後児保育、等々多様なニーズに対応していく責務がある。そのために既存の保育園にかけている経費をレベルを維持して効率的に対応していくことがどうしても必要だ。したがって、保育行革が目的ではなく、手段だと言っている。

保育行政を運営していくこと、充実した保育行政を展開するという意味において、68万区民すべてに対して私どもは責任をおっている。これが全体の立場である。当該の光八に対して、民間委託を提案している。したがって、この協議会において真摯に対応している。私どもとしては、選定委員会ということで皆さん協力いただき、選定されると思っていたが、大変残念な結果になった。それを受けて、保育行政に責任を持つ立場というのは、保育を展開することも当然ではあるが、子育て支援ニーズに対する対応も待ったなしである、ということ踏まえてスケジュールを提示して、これでさせてほしいと話している。確かに合意してもらえないことは大変残念だが、ぜひ理解してもらいたい。

保護者 68万区民に対する責任と言った。確かに責任はあるだろう。当たり前だ。そういうのに対して、保育のビジョンをもう少し具体的に示してほしい。まったくないではないか。次世代育成支援計画は少しあるが、保育園

を何園、何年後にはどれくらいの形でやっていくのか。全部やるのか、半分なのか、ビジョンが示されてない。僕らが言っているのは保育の量の話ではなくて質の話である。今の光八の保育の質を下げることはまかりならんということだ。それは、部長が区長の代行として当初、協議会で発言した内容だ。「質は下げない」の言葉を信じているわけだ。信じられるのはそこだけだ。今の本部長の話だとそれが信じられない。結局、このような混乱を招き、事業の推進において遅延している。地ならしもなく、計画もなく、具体的な推進方法・対策方法について、区の中で行政として詰めていない。行政のプロとしてどうなのか。完全に怠慢だと思う。

本部長 私どもは保育行政の責任を持つ区の代表として、この問題については区の責任で対応せざるを得ない、その考え方で進めている。

保護者 区の選定会議に関しても、要綱も示されない。そういう密室で行われる。総括文によれば、一事業者も既に決まっている。そのような癒着も疑わざるを得ないわけだ。一事業者についてだけ選定委員会の意見が分かれたとなっている。そうすると、もうそこに決まっていて、そこに不明朗な判断がなされるのではないか。事業者側にとっても、そういったクレームのプロセスがあった場合、事前に保育のプロから見たときに不適格となっているわけだ。その不適格だったところがどこの事業者かわかるわけだ。その事業者に対して、今後の事業展開に対する社会的な影響が大変大きいと心配する。

本部長 まず撤回を求める。特定の事業者に決まっているという話をされた。そのようなことは一切考えていない。3つの事業者が区に対してぜひやりたいという話をしてきたので、その中から、選定会議で選ぶ。したがって、特定の業者に決まっているかのような今の発言はその事業者に対しても非常に不誠実だ。撤回してほしい。これから決めるということだ。

保護者 総括文の中に一事業者の受託適格をめぐる、意見が分かれたという文言があるので、それに基づいた発言をした。

本部長 総括文の中にその表現は確かにある。それは事実である。しかし、選定委員会で選定されなかった以上、私どもとしては応募した事業者3社に対して全て公平な立場で対応してもらいたいと思っている。

保護者 先ほどの保育ニーズとかもろもろの福祉サービスについての話で、なぜか私どもが、ほかの新規事業を充実させることを邪魔しているような言い方をされているように聞こえて、心外だった。協議会は、民間委託をするにあたり、良い状態にすることを1つの条件にしている。我々は、その立場において、民間委託をしてもいいという立場であるが、ただ、きちんとやってほしいということだ。移行するなら、どう移行するのか、大きい意味があるし、安心してこちらが区の提案を受けていくことができるようにしていただきたい。しかし、どうも対立的な構造で語っているので、こっ

ちが何か言っても、区の都合がつかなければ何もしない、と言っているような形になっている。協議会は、今まで勘弁してほしいということも飲み込みながら、いろいろな話し合いをする中で信頼関係を培ってきた。協議会が育ってきたと思っている。協議するからには、合意もあるし、そうならないこともある。だけど、合意しないことを、前面に打ち出していたら、今まで培ってきたお互い話し合っただけで何かつかんでいくことを放棄することになるのではないかと心配だ。きょうの皆さんの大きな声は、そういう意味で不安の現れではないかと僕は聞いている。

本部長 前段で、皆様が何か悪いことをしているかのように聞こえるという話があった。そうではなく、区としてはそういう対応をせざるを得ない状況にあるということをご理解いただきたいということを改めて話している。つまり、保育行革は目的ではなく、手段だ。どうしてもやらなければならない。その背景に多様な行政ニーズがある。それは去年8月の説明会で聞いたというが、改めて協議会という場で議論して知恵を出してきて、一定の方向に向かっている。いろいろあるが、委託についてはやむを得ない。どうせやるのならいい事業者をとということについては、心から感謝する。

保護者 少しだけ違う。いい事業者ではなく、いい移行だ。移行の仕方自体をいい形にしなければ、これだけ大きい事業だから、区は区民が多少不安を残していても、やってしまえば大丈夫だろうと思っているように見えるわけだ。だから、話し合いという形に保つため、本部長も話し方を考えて、お互いだが考えなくてはいけない、ということを行っている。もう少し違う方向があったのではないかと思う。

本部長 全体の子どものことを考える立場にあると同時に、光八のお子さんのことも考える立場にある。

保護者 区は結局9月にやりたいと言うが、我々は理解していない。なぜ区は9月なのか。所信表明を守りたいだけだ。その所信表明が、本部長の言っているように68万区民のためを思った裏づけがあるかということ、全くない。要するに、いろいろお金がかかるから、民間委託する。だったら、今回の民間委託に対する明確なビジョンがあって、光八を選んだのなら、それに対してきちんとした計画を立てて、募集要領も完璧なものをつくって出すべきだ。それが8月の段階で出ていない。結局、全部こちらが作ってきたわけだ。それでよく68万区民のためと言える。きちんとしたものをあなたの方が作ってきて、我々がチェックして、これなら大丈夫ということなら、68万区民の責任と言える。今までやってきたか。何もやっていなくて、全くおかしい。

ですから、裏づけの全くない、我々にしてみれば思いつきとしか思えない区長の所信表明の公約を守るために、選定がなされなかったがゆえに、慌てて、とってつけたように7月19日に説明会を行って、保護者に対し

ては説明責任を果たしたとして、ぜがひでも9月までに事業者を決めてしまふ、そういう問題がないか。きちんとした計画をはじめから立てて、なおかつ、個別で光八はこうしよう、募集要領でこういうことを決めて、選定はこういう形にして、スケジュールもきちんとしてこれだけとって、それから保護者に対してもきちんとして説明を行って、というのがあって、それで最後に何月にやると決まるのが当たり前ではないか。そういうことをやるのが区民に責任を果たすということだ。なんで9月に一生懸命責任を負わなくてはいけない。そこがおかしい。

司会 時間がないので、きょうは55分まで議論して、そこで得られたものがあるかどうか分からないが、そこで次回についてまとめたい。

保護者 まずは理解してないということを申し上げる。

本部長 保育園についての明確なビジョンがないと先ほど話があった。区は、次世代育成支援行動計画の中で保育園についての計画管理における考え方は明確に示している。それが1点。

2点目。昨年8月、光八の行革について提案した。保育園行革については、15年暮れ、区としての行革方針、16年になって委託化・民営化方針、それを受けて、民間でできることは民間でという中で、59園の区立保育園のうち3園について委託をしたいという計画を出し、それぞれの保護者にステップを踏んで説明している。委託基準そのものの議論の中で、皆様からいろいろ指摘いただき、それを私どもとして受け止めて、ここに至っていることについては、共同作業の部分も含めて感謝している。

一番重要な点だが、68万区民から民主的な手続きによって選ばれた区長として、同じ手続きによって選ばれた50人の区議会議員で構成している議会に対して、区のトップとして、区として約束したことを履行することは、当然のことながら最大の責任を果たすことと考えている。したがって、第一回定例会2月において、この4月に実施したかったが、やむを得ず9月に延期したということで、スケジュールを進め、大変残念であるが、選定委員会で選定し得なかったということで、区として、そのスケジュールを善処すべく9月1日準備委託というスケジュールに変更せざるを得ない状況だ。つまり、区民に約束したスケジュールを守ることは、区として区民の信頼を勝ち得るということから当然なことだと思っている。

保護者 今の説明の中で子どものことは一言も出てこなかったのはすごく気になった。

本部長 68万の中には当然お子さんもいる。私が言っているのは、現状の今のシステムとしてはこうなる。

(錯綜した会話を一部省略する。)

保護者 結局、議会という話で、子どもたちの議論を忘れているとしか思えない。総括文を見ても、例えば、今度決まる事業者は、給食の衛生管理に問題が

ある烙印をおされた事業者かもしれない。子どもへの対応に疑問があると有識者が判定している事業者の可能性もあるわけだ。怖い。これだけ読んでも、いつ事故が起きてもおかしくないような事業者だということだ。それに対して何も考えずに、素人四人衆が集まって、選定会議で、有識者は問題があるという判断したけど、素人四人衆は問題ないとして、選定するわけだ。そこを改善させるために何が必要なのか、具体的な議論は全くない。とにかく、素人四人衆でやってみようというのが今のやり方ではないか。それでどうして理解が得られると思うのか。不安でたまらない。不安を取り除くのがあなた方の責任だといっている。少なくとも、衛生管理に問題があるとか、子どもへの対応に問題があるような事業者なんて来てほしくない。それを含めて、またそこから選ぶと言っているわけだ。おかしい。不安でしょうがない。

本部長 子どものごことは全然考えていないという話だが、そうではない。全体の子どものごことも光八の子どものごことも考える立場であると言った。

それから、大変不安だという話があった。総括文に記載されていることを、説明させていただく。私どもは、今、話にあったように、それを踏まえて選定会議で議論した。どこに問題があるのかということを含めて、現地調査部会の報告を受ける、ということである。その中には当然、プロが入っているので、それを踏まえて、区の責任で判断する。

保護者 私が知っている事業者は、区の責任でやるのであれば、透明性なり、公平性をきちんと確保することを示してほしい。それがないから問題である。今、言い合いしても水掛け論ではないか。そうは思わないか。

本部長 水掛け論との話だが、この間の経緯を踏まえて、区の責任としてやらざるを得ないと言い、理解いただきたいと話している。今の透明性が全然示されていない話だ。要綱については次回、出させていただく。選定会議のスケジュールに従って進めていくが、結果等については、当然のことながら区の情報公開の基準に従って対応していくことになるだろう。ぜひともそれを皆さんに受け入れてもらいたいという立場だ。

司会 司会の立場で、おそらくこのペースだと2時間だと短いということになると思う。区が行おうとしている選定会議、この中身について、区側の資料がないという状態では議論は確かに空回りするばかりである。きょうのところは4時をもって閉めたい。

保護者 最後に、我々から言わせてほしい。まず1点は、現在の事業者選定、意図的な委託に対して保護者は一切合意していない。練馬区の独自に進める事業者選定に関して、保護者は合意をしていない。もし7月19日に出されたスケジュール、選定会議、この議論に入りたいのであれば、選定基準、選定手順、要綱、きちんと資料として出してほしい。そういったものが一切ないのに、本部長は公平にやると言うが、どう公平にやるのか全く見え

ない。わからない。公平にやるための基準などもあるわけだ。4人がわいわい言って、例えば選定の基準になるものがあるわけだ。それを示さないで、公平にやると言っても、一切わからない。きちんと出してほしい。

課長 資料については、選定会議の透明性、公平性を証明するようなもの、行政の手続を踏んだものは、次回出していきたい。

司会 次回の日程だが、内容からすると、8月5日には決まる日程になっている。早急に開催しなければいけないと推測されるが、保護者側はどうか。

保護者 資料あるのだったら、すぐ出せるはずだ。

司会 まず日程の方、今の状況を鑑みて日程はどうあるべきか、まず保護者意見としてあると思うが、どうか。

保護者 進めているのだから、すぐに出せるはずだ。それを早急に出してほしい。できれば、今、取りに行ってもらいたいくらいだ。

本部長 用意できるものは、次回用意させていただく。

保護者 全部進めているのだから、ないとは言わせない。

本部長 用意できるものは、次回までに用意する。

司会 次回、日程どうするか。

課長 資料は月曜日に出す。

保護者 月曜日出して、8月1日から動くのだろう。どうするのか。

本部長 先ほど来、申し上げているように、区としては、当面のスケジュールとして出した9月1日の準備委託について区の責任で粛々と対応していく。協議会において、協議して、前回も今回も協業するという認識をもっている。資料を出すようにということなので、月曜日に出す。次回の日程を決めてもらいたい。

司会 月曜日配付でまずは大丈夫なのか。

保護者 月曜配付で、何の問題解決にもならない。

保護者 協議もなしに、事業者決定は非常に納得がいかないもので、まず、5日までに決定するというのを撤回してほしい。

本部長 皆様の理解を一定程度いただきたい思いがある。今、話があった当面のスケジュールということで、事業者決定を1週間程度延ばす。

保護者 具体的に言ってほしい。1週間程度とは、何日から何日にするのか。

司会 ホワイトボードに日程を書いてほしい。

本部長 事業者選定の当面のスケジュールだが、そこを1週間程度延ばしたい。

保護者 事業者決定と選定事業者との委託契約成立、委託開始。スケジュールを書いてほしい。それを見ないと次回の協議会の日程が決められない。

本部長 1週間程度ずらさせていただきたいと申している。9月1日については、私どもとしては、これはやらさせていただく。

司会 本部長、今の話で、9月1日は変えないで、事業者決定だけをプラス1週間ということか。

本部長 そういうことだ。

司会 保護者のほうはそこに関して何もないか。時間もない。

保護者 「協議して合意した」では、たまったものではない。合意していない。

本部長 先ほど来、一方的な対応だから合意しないという話があった。委託という問題については、なかなかいろいろと議論がある中でこういう協議会という場で対応することを区としては心から感謝している。区としては、ぜひ理解いただきたいと、協議として出している。合意を得なければ、この問題はできないとは、大変申しわけないが、考えていない。区としてはやらざるを得ない問題と思っているので、どうぞよろしく願います。

課長 区としては、次回、8月6日、もしくは7日と提案する。

(日程調整)

司会 今、話された結果をお願いしたい。

保護者 先ほど合意事項の話があったが、確認事項として、1、2、3、選定会議および現地調査、協議会開催、事業者決定、選定事業者委託契約締結が1週間ずつずれることだけは確認する。それと、次回の日程だが、先ほど6日の提案を受けたが、ほとんどの者が夏休みでいない。8月3日の夜7時からの開催、それがだめならば、5日の金曜日の夜7時からの開催、どちらかを求める。保育付でお願いしたい。資料については月曜日に提出だ。

課長 私ども、5日はだめなので、3日でお願いしたい。

司会 基本的に3日ということだ。手続は、従前どおり願います。

保護者 まず、全保護者にいつものように連絡をお願いします。それから、3日、7時から、子どもの受け入れを混乱がないように願います。夕食についてもお願いしたい。なおかつ、皆さんが参加できるように願います。夕食に関しては、保育を希望される方にもよるが、アレルギー対応等、その辺のことを従前どおりきちんとして願います。

課長 会場の手配をしたうえで、連絡する。保育と夕食も対応する。

司会 ほか、ないか。なければ、第16回個別協議会を終了する。